

## 5000 円以下の飲食費は交際費にならない

企業が支出する交際費は、企業の利益の計算上は費用として控除されます。しかし法人税法では、冗費の節約(乱費の抑制)・企業の資本充実を図る観点から、企業が支出する交際費の一部は損金の額に算入されず、法人税の課税対象とされています。今年度の税制改正において、その制限が一部緩和されました。以下、その内容についてまとめてみました。

### 1. 法人税法上の交際費

交際費・接待費・機密費その他の費用で、企業がその得意先・仕入先その他事業関係者等に対する接待・供応・慰安・贈答その他これらに類する行為のために支出するものとされています。

### 2. 損金不算入額

資本金一億円以下の法人の支出した交際費等の金額のうち、次の金額が損金不算入とされます。

- ・ 交際費等の金額が年 400 万円以下 → 交際費等の金額 × 10%
- ・ 交際費等の金額が年 400 万円超 → 交際費等の金額の内年 360 万円を超える金額

### 3. 今回の改正内容

- (1) 緩和の内容は：従来交際費等とされた対外的な飲食費等のうち、一人当たり 5,000 円以下の費用については、交際費等から除外されることになりました。
- (2) 適用時期は：2006 年 4 月から 2008 年 3 月までに開始する事業年度内に支出するものからです。3 月決算の場合は、2006 年 4 月以降支出分から適用となります。
- (3) 飲食の相手先は：社外の人(グループ会社含む)に限られます。社内の役員や従業員、又はその家族などとの社内交際費は対象となりません。但し、従来から福利厚生費や会議費として扱われた次のものはそもそも交際費等には該当しません。
  - ※1 福利厚生費：専ら従業員の慰安のための旅行や飲食費用など。
  - ※2 会議費：会議(来客との商談や打ち合わせを含みます)に関連して茶菓や弁当などの飲食物を提供した場合の通常要する費用。
- (4) 飲食費の範囲は：飲食店や料理店での飲食、弁当や出前も含まれます。カラオケスナックなども含まれるようです。二次会、三次会と店を変える場合には、一軒の支払い相手ごとに判断しますが、あらかじめ組み込まれたコースであれば区分できないようです。
- (5) 飲食に付随する費用は：飲食に付随する贈答品(お土産代は飲食費に含めて判定)やタクシー代は本措置の対象外で交際費等に該当します。接待ゴルフの際の飲食費はその飲食費部分のみを抜き出して本措置の対象とすることはできませんので交際費等に該当します。

### 4. 適用要件

飲食等に関する以下の内容を記載した書類を保存する場合に限り適用されます。

- ① 年月日 ② 参加した得意先、仕入先その他事業関係者の氏名、名称(参加者の個人名含む)及びその関係 ③ 参加人数 ④ 費用の金額及び飲食店等の名称並びにその所在地 ⑤ その他
- ①と④は通常領収書に記載されていますが、②と③については領収書に後に追加記載するか、別途明細書を作成する必要があります。もし、それらの記載がなければ本適用はありません。

上記は現行税制に基づき適用されるもので、詳細な適用要件が必要です。実施に当たっては専門家にご相談の上、ご自身の責任で実施いただきますようご留意願います。

大阪市天王寺区堂ヶ芝 1 丁目 1 番 16 号桃陽ビル 202 号 西野会計事務所

TEL 06-6774-8282 FAX 06-6774-8281

E-mail : [nishikai@kiu.biglobe.ne.jp](mailto:nishikai@kiu.biglobe.ne.jp)

URL : <http://www5a.biglobe.ne.jp/~nishino>